



**Q** 近く総会を開催予定で、理事長である私が総会の議長を務めることになっています。議題の中に議論が紛糾しそうな案件があるのですが、議事進行の都合で質問を制限することができるのでしょうか。

**A** 総会で区分所有者からの質問は、主に次の2つの場合が考えられます。

#### 1 報告案件に対する質問の場合

報告を行った後に総会で承認決議を必要とする議題は決議案件に当たります。例えば「事業報告」は決議案件です。

議長（理事長）は、報告案件について総会で報告するばかりでなく、区分所有者からの質問がある場合には、その質問を受け付け、回答しなければならないとされており、回答する義務を負っています。

#### 2 決議案件に対しての質問の場合

総会においては、区分所有者が議題に対する質問をする権利と機会は、守られなければなりません。そして、できる限り質問者には質問の機会を与えるべきであることはいうまでもありません。また、区分所有者の質問への回答は、質問の順序で行うのが通例です。

質問を制限できるケースとしては、

- (1) 質問に対して、既に相当程度の説明がなされていると客観的に判断できるとき
- (2) 質問の内容が、議題を合理的に判断する上で必要とはいえないとき
- (3) 質問が議題に関連していないなどの正当な理由があるとき
- (4) 一つの質問が議題との関係で合理的限度を超えて長時間になったとき。

などの場合が考えられます。

しかしながら、仮に議長の判断で質問を打ち切ったとしても、客観的に審議が尽くされていないということになれば、打ち切り後に決議された議題が、その決議手続きに違法性があるとして、無効になることもあり得ます。

また、総会で理事の一人から質問があった場合ですが、理事は議案提出者の一員であり、議題に対して質問することは考えにくいのが一般的です。しかし、その理事が、理事会で議案承認決議のときに賛成の態度を示していない場合には、質問者が理事、つまり理事会として議案提出者の一員であることを理由に、質問を制限するとすることは、2で述べた区分所有者の権利と機会を奪うこととなります。

回答者：広島県マンション管理組合連合会